

四日市市地区社会福祉協議会活動補助事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、四日市市の各地区における地域福祉活動の中核である地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)に対する社会福祉法人四日市市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の補助事業について規定し、もって各地区社協の能率的かつ効果的な運営と具体的な福祉活動を促進するとともに、各地区における市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助事業の種類及び内容)

第2条 各地区社協に対する本会の補助事業の種類及び内容については、次のとおりとする。

- (1) 共同募金交付金 共同募金配分金をその財源として行う福祉活動及び事業に対する補助
- (2) 地区社協組織活動費補助金 組織的活動経費に対する補助
- (3) 地区社協事業費補助金 次に掲げる内容に適合する福祉活動及び事業に対する補助
 - ① 福祉対象者及び要支援者のニーズ把握等、地域福祉活動推進のための調査活動を行うもの
 - ② 福祉当事者の組織化を図るもの
 - ③ 高齢者、心身障害者、母子父子家庭等、福祉対象者を直接的な対象とする福祉活動及び事業を行うもの
 - ④ 地域福祉活動推進の担い手となる福祉ボランティアを市民参加のもとに養成するもの
 - ⑤ 地域の諸団体、市民等による福祉のネットワークづくりを行うもの
 - ⑥ その他①から⑤までに類する福祉活動及び事業を行うもの
- (4) 地域福祉活動メニュー事業補助金(以下「メニュー事業補助金」という。) 地域住民の地区社協活動への参加促進及び地域福祉の増進を図るために行う、次に掲げるメニュー事業に対する補助
 - ① 学習・啓発事業
 - ② 交流事業
- (5) 福祉協力員等活動補助金 次に掲げる内容に適合する福祉協力員等活動の円滑な推進を図るための事業に対する補助。
 - ① 福祉教育大学「地域福祉ゼミナール」については、必須事業とする。
 - ① 福祉教育大学「地域福祉ゼミナール」の開催
 - ② 地域住民の福祉意識の啓発
 - ③ 福祉ニーズの把握及び連絡
 - ④ 地域住民への福祉情報の提供
 - ⑤ 小地域福祉ネットワークの形成
 - ⑥ 地区社会福祉協議会活動への協力
 - ⑦ その他目的達成のため必要な活動

(交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、別表1に掲げる地区社協とする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて本会会長(以下「会長」という。)に提出しなければな

らない。

(1) 事業計画関係書

- ① 事業計画書
- ② 地区社協事業計画書【地区社協事業費補助金】(様式第2号)
- ③ 学習・啓発事業計画書【地域福祉活動メニュー事業補助金】(様式第3号)
- ④ 交流事業計画書【地域福祉活動メニュー事業補助金】(様式第4号)
- ⑤ 福祉教育大学「地域福祉ゼミナール」事業計画書【福祉協力員等活動補助金】(様式第5号)

(2) 収支予算関係書

- ① 収支予算書
- ② 学習・啓発事業、交流事業収支予算書【地域福祉活動メニュー事業補助金】(様式第6号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた書類等

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表2のとおりとする。

(交付の決定)

第6条 会長は、補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 会長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第9条 会長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業の遂行)

第10条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(状況報告)

第11条 会長は、補助事業を適切に執行させるため、必要に応じ、補助事業者に補助事業の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(計画の変更)

第12条 補助事業者が補助金の交付決定を受けた後において補助事業の計画の変更（中止及び廃止を含む。）をする場合は、直ちに会長に補助事業計画変更承認申請書（様式第8号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第6条の規定による決定を変更することができる。

3 会長は、前項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、補助金変更決定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了（中止及び廃止を含む。）したとき（以下「完了等」という。）は、完了等の日から起算して30日を経過した日までに、補助事業実績報告書（様式10号）に次の各号に掲げる書類等を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 事業報告関係書

① 事業報告書

② 地区社協事業報告書【地区社協事業費補助金】（様式第2号）

③ 学習・啓発事業報告書【地域福祉活動メニュー事業補助金】（様式第3号）

④ 交流事業報告書【地域福祉活動メニュー事業補助金】（様式第4号）

⑤ 福祉教育大学「地域福祉ゼミナール」事業報告書【福祉協力員等活動補助金】（様式第5号）

(2) 収支決算関係書

① 収支決算書

② 学習・啓発事業、交流事業収支決算書【地域福祉活動メニュー事業補助金】（様式第6号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が必要と認めた書類等

(額の確定及び交付)

第14条 会長は、補助事業実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により額の確定通知を受けた補助事業者は、請求書（様式第12号）により、会長に補助金の請求を行い、会長は、速やかに補助金を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、補助事業者が補助金の交付の目的を達成するため、会長において特に必要と認めたときは、補助事業の完了等の前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

(決定の取消し)

第15条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

2 この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは会長の指示に違反したとき。

3 補助金の交付の目的以外に使用したとき。

4 補助事業を中止又は変更したとき。

5 補助事業に関する申請、報告又は施行等について不正な行為があったとき。

6 その他補助金の使用が不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第16条 会長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 会長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(検査の実施)

第17条 会長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき、帳票等関係書類及び物件等を検査することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

補助金の交付対象

共同地区社会福祉協議会	大矢知地区社会福祉協議会	四郷地区社会福祉協議会
中央地区社会福祉協議会	八郷地区連合社会福祉協議会	小山田地区社会福祉協議会
港地区社会福祉協議会	下野地区社会福祉協議会	水沢地区社会教育福祉推進協議会
浜田地区社会福祉協議会	保々地区社会福祉協議会	日永地区社会福祉協議会
同和地区社会福祉協議会	三重地区社会福祉協議会	塩浜地区社会福祉協議会
橋北地区社会福祉協議会	県地区社会福祉協議会	内部地区社会福祉協議会
海蔵地区社会福祉協議会	桜地区社会福祉協議会	河原田地区社会福祉協議会
羽津地区社会福祉協議会	川島地区社会福祉協議会	楠地区社会福祉協議会
富田地区社会福祉協議会	神前地区社会福祉協議会	大谷台地区社会福祉協議会
富洲原地区社会福祉協議会	常磐地区社会福祉協議会	

別表 2 (第 5 条関係)

補助事業の補助金額

補助事業名	補助金額	
共同募金交付金	地区における共同募金の前年度目標額（実績額が目標額に達しない場合はその額）の 21% と目標超過額の 90% を合算した額	
地区社協組織活動補助金	1 地区社協当たり 40,000 円 1 支部（校区）社協当たり 8,000 円の加算	
地区社協事業費補助金	世帯数	補助金額
	4,000 未満	50,000 円
	4,000 以上 5,000 未満	75,000 円
	5,000 以上 6,000 未満	100,000 円
	6,000 以上 7,000 未満	125,000 円
	7,000 以上 8,000 未満	150,000 円
	8,000 以上 9,000 未満	175,000 円
	9,000 以上	200,000 円
メニュー事業補助金		
学習・啓発事業	1 回のメニュー事業当たり 10,000 円以内（年間 40,000 円限度）	
交流事業	1 回のメニュー事業当たり 20,000 円（年間 40,000 円限度）	
福祉協力員等活動補助金		
運営費	20,000 円	
活動費	福祉協力員等 1 人当たり年間 3,000 円（年間 80,000 円限度）	